

タイトル	非営利・協同組織と地域づくりの主体形成：労働論の視点をふまえて(山田定市教授退職記念号)
著者	山田，定市
引用	北海学園大学経営論集，2(4)：1-18
発行日	2005-03-25

非営利・協同組織と地域づくりの主体形成

— 労働論の視点をふまえて —

山 田 定 市

目 次

- I 課題の設定
- II 非営利・協同組織における“非営利の原則”の現代的意義
- III 日本の企業システムの基底的展開条件
- IV 協同組合の展開とその基底的条件
 - 1 農協の展開とその基底的条件
 - 2 生協の展開とその基底的条件
- V 協同労働の展開とその重層構造
 - 1 労働と所有の分離
 - 2 農業労働の社会化と協同労働の展開
 - 3 生活労働の社会化と協同労働の展開
 - 4 地域づくりと地域関連労働
- VI 地域づくりの主体形成をめぐる対抗的構造
— 持続的發展を一例として —
- VII 地域協同システムの重層構造
— 協同性・公共性とのかわり —

I 課題の設定

わが国では1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定を契機にしてNPO法人が急速に増大し、その活動が社会的にも大きく注目されるようになった。

この結果、これまでわが国の非営利・協同組織の主軸をなしてきた協同組合にNPO法人が加わって、非営利活動の範囲もいっそう広く多彩な内容になってきた。

非営利・協同組織は、非営利の原則にもとづいて社会的貢献を果たすという公益性を持っていると同時に、地域社会に活動の存立基盤を持ち広く地域住民の労働と生活にかか

わって存立しているという点においてもほぼ同じ条件のもとで存立している。

グローバル化が経済活動を基軸にして多様でしかも強大なうねりをもって進行しつつある中で、住民主体の地域づくりを目指す地域社会システムの中であって、非営利・協同組織がどのような役割を果たすことができるか、ということに強い関心が集まっている。

このような中でこれまで活動の蓄積の多い協同組合は、協同組合の種類ごとに異なった歴史と展開条件のもとにあるとはいえ、グローバル化の強い影響を受けながらその存立をめぐる重大な転換点に立っている。

この点にかかわって、1995年に英国のマンチェスターで開かれた国際協同組合同盟（ICA）大会で採択された『協同組合のアイデンティティに関する声明』の中で「コミュニティへの関与」が新たな協同組合原則として加えられたことは、協同組合が地域社会に開かれた存在であるとともに、地域社会の発展に貢献することがその基本原則の一つとして新たに位置づけられたことを意味している。

その意味で協同組合が“地域社会に開かれた協同組合”をめざして独自のコーポレート・ガバナンスを探索することは、より広くコーポレート・ガバナンスのあり方に“一石”を投ずる積極性を有しているということもできよう。

小論の主題を“非営利・協同組織と地域づくりの主体形成”と設定したのも、このような問題意識に立っているからにはほかならない。さらに小論の叙述にあたって次のような視点と手順を踏んで進めることにする。

第一に、日本の非営利・協同組織の中心的存在である協同組合について、その基本的性格を条件づけていると思われる“非営利の原則”の意義について検証する。

第二に、非営利・協同組織の展開の方向と条件は企業システムの日本的特質と密接にかかわっていると考えられる。

このような視点から日本的企業システムの形成過程とその社会経済的な展開条件について明らかにし、さらにこのような日本的企業システムの展開条件が協同組合の展開にどのような影響を与えてきたか、両者の相互規定的な関係に着目して考察してみたい。

第三に、企業において古くから議論の対象となっている“所有と経営の分離”は、“所有と労働の分離”と密接にかかわっている。そこで小論では労働論の視点を取りわけ重視して議論を進める。

この結果、とくに浮き彫りになってくるのは非営利・協同組織における“協同労働”の生成・展開とその現代的意義である。このような労働の本質的理解（労働の陶冶を含めて）を媒介にして、さらに“労働者（勤労者）の協同の主体形成”という課題に接近することができる。

小論で論述する内容の道筋を大枠として示すならば以上の通りであるが、小論自体は設定した主題に関する序説の域を出るものではない¹⁾。

II 非営利・協同組織における“非営利の原則”の現代的意義

一般的な理解によれば、協同組合を含めて非営利・協同組織は、営利を目的としない組

織を意味し、これに対置されるのは株式会社に代表される資本主義的企業であり、その目的は営利にある、とされる。

しかし、何を持って営利としあるいは非営利とするか、ということは一義的に決まっているわけではなく、両者の境目も必ずしも明確ではない。さらに近年、協同組合ならびにそれを含む非営利組織自体が各国によって多様な存在を示しており、事態は一層複雑である。

ヨーロッパでは、協同組合や共済事業を行う組織と非営利組織の活動などを含めて社会的経済（social economy）が重視され、これらを「営利目的ではなく社会的目的の実現を目指す組織」として意義づけている²⁾。

他方、アメリカにおける非営利組織の考え方はこれと異なる。アメリカでは非営利活動を、単に“営利を目的としない”ということだけに止まらず“利益を関係者に分配しないような活動をする組織”として意義づけている。この結果、一方で協同組合や共済組織が非営利組織から除外され、他方で、学校、病院、老人ホームなどを経営する組織が非営利組織に含まれることになる³⁾。このように一口に非営利といってもその理解は一様ではない。これは非営利活動自体が社会的活動として比較的新しい分野であり、その活動内容が多岐にわたっていて、事態も流動的であることを反映している。

このように非営利・協同組織が多様な広がり示しつつある中で、とくに協同組合については、国際的には大多数の国の協同組合が加盟しているICA（国際協同組合同盟）において協同組合原則として承認されており、歴史的に度重なる改定を経たうえで、1995年にイギリス・マンチェスターで開催のICA大会で確認された原則が世界共通の原則として共有されている。

1995年のICA大会の決定によると、協同組合については「共同的に所有し民主的に管

理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと熱望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的組織である」と定義され、さらに協同組合の原則として、自発的でオープンな組合員制度（第一原則）、組合員による民主的管理（第二原則）、組合員の経済的参加（第三原則）、自治と自立（第四原則）、教育、訓練、広報（第五原則）、協同組合間協同（第六原則）、コミュニティへの関与（第七原則）という七つにわたる原則が示されている。

この定義や原則はICAがこれまで歴史的に積み上げてきた協同組合運動の実績を踏まえたものといえる。しかし、この定義の含意するところは、これまでの欧米先進国の主導のもとに推進されてきた国際協同組合運動が、近年、各国ごとに多様な動きを示し、とりわけ深まりつつある経営危機にどう対応するか、という困難な課題に直面しつつあること、さらに開発途上国の協同組合運動が先進国型とは異なった展開を遂げつつあること、旧社会主義国においてはその経済システム自体が急激に変貌しつつあることなどの状況を反映しており、むしろこれらの複雑な状況を踏まえて、今回の改定はいわば「最大公約数」的な定義になっていると見ることができる。

このように、協同組合の運営原則とその中核をなす非営利の原則は、各時代、各国で幾多の実践を踏まえて検証される中で合意を得てきたいわば経験則である。したがってその検討にあたっては、各国の法制とその運用の実態を基礎にして考察することが重要である。

わが国では戦後の経済民主化政策の一環として、協同組合の法制化がいち早く行われた。具体的に農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法の四つの協同組合の法律が相次いで制定され現在に至っている。その法制化の根底には協同組合を業種別に組織するというアメリカ的な考え方が強く影響している。しかしその

ような中であって、例えばそれぞれの法律について法制化の目的に関する条項をみると、そこには協同組合の“公共性”に着目した考え方が織り込まれており、戦後民主化にもとづく政策理念の一端が反映している、という見方も可能である。

この点について、例えば農業協同組合法では「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする」（第一条）と規定しており、ほぼ同様の主旨は消費生活協同組合法の「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」（第一条）という条文の中にも読み取ることができる⁴⁾。

このように協同組合は、単に組合員の協同の利益を実現することを目的とするにとどまらず、組合員の“協同の利益”の内実を意味するところのそれぞれの成員の“経済的・社会的地位の向上”を実現することが、延いては“生産力や国民経済の発展を期する”という“公共性の実現”を担うことに通じるものとして位置づけられている、と理解することができる。

上記のようにわが国の戦後の協同組合がその目的において公共的性格を付与されてきたことは、それ自体積極的な意義を有するものとして評価することができよう。そのことが可能となった背景には、戦前・戦時期に至るまでわが国の社会経済構造に根強く残してきた前近代的社会制度の克服に向けて、協同組合の公共性とそれへの政策的バックアップによって協同組合に期待するという政策的配慮に由来していた、と見ることができる。

言い換えると、主権在民と国民の基本的人権の保障を基本理念とする現行憲法の理念は、戦後民主化の実施にあたってその制度的骨格に位置していたが、それに沿った諸政策の実

施に際して協同組合の内包する“協同性”の理念は“公共性”というより広い政策的理念と結びついて普遍的な意義を持って今日に至っていると理解することができる。勿論、このような協同組合法制に見られる公共性に結びつく政策理念は、それがそれぞれの協同組合において実現する条件を伴っていたことをただちに意味するものではなかった、ということにも留意しておかなければならない。

このように戦後法制化された協同組合は、戦前の産業組合の遺産を引き継いでおり、その意味で連続性を内包しつつも、同時に戦後の経済民主化の一翼を担う役割を負ってスタートしたという一面を見落とすことができない。

協同組合の事業活動が非営利の活動として行われるということは、単にそのことが協同組合の運営原則に沿っていることを意味するだけでなく、協同組合の目的や社会的存在意義と深くかかわっている。つまり非営利の原則は単に営利追求の原理との対置概念であるだけでなく、協同組合がそれぞれ歴史的に蓄積してきた“協同性”及び“公共性”の内実を照らして社会的に絶えず検証される組織として位置づけられている、と見ることができる。

さらに言い換えると、協同組合における“非営利の原則”は一義的には協同組合が組合員との関係において営利的行為をしないことを意味しこの点において組合員との関係における“協同性”を意味するが、そのような行為が同時に社会的な“公共性”を有する行為として社会的に承認されるためには、それを裏打ちする運営原則が“協同組合の原則”として貫徹しているか否かが常時検証されなければならない。

この点にかかわって協同組合法の関係条項について見ると以下のようになっている。まず農業協同組合法（以下、農協法という）によると、「組合は、その行う事業によってそ

の組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」（第八条）と規定されており、ほぼ同義の条文は消費生活協同組合法（以下、生協法という）の「組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。」（第九条）との条項にも見ることができる⁵⁾。

これらの条文からも明らかなように、“非営利の原則”の内実は“組合員への最大の奉仕”であり、この原則といわば“セット”になっているのが剰余金の配当と処分に関する原則である。この点については、それぞれの協同組合の法規においては、剰余金の配当に先立って剰余金の一定額（農協・生協・漁協・中小企業等協同組合；出資総額の二分の一に達するまで剰余金の十分の一以上）を準備金として積み立てること、損失を補填することを規定したうえで、剰余金の配当について規定している。例えば農協法では、「剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払い込み済みの出資の額に応じてしなければならない」（第五二条第二項）、と規定している⁶⁾。

これらの条項から明らかなことは、非営利活動を目的とする非営利組織がその目的の実現のために経済事業を行う場合に、剰余金の発生は起こり得ることであるが、その処理にあたっては、事業の目的のために必要な各種積立金を確保したうえで、組合員への配当を行う、という原則に立っていることである。さらにそのさいにも配当に一定の制限を設けることによって配当自体が目的とならないように枠付けしているのである。

また近年、協同組合運動の新しい潮流の一つとして世界的に注目されている労働者協同組合については各国においてその法制的ない

し社会的位置づけは異なるが、わが国の場合には、中小企業等協同組合法における企業組合に関する条項を適用して現実的な対処がなされている。このように労働者協同組合の法制的な位置づけを中小企業等協同組合法の適用の範囲で運用することについては中小企業等協同組合法自体が幅広い活動領域にわたっていることもあって、当面制度上の重大な支障があるわけではない。しかし労働者協同組合と企業組合とが十分に整合性を保っているともいえないので、労働者協同組合についてはその実態に即して独自の法制化を視野に入れて検討することも必要であろう。

他方、中小企業等協同組合法にもとづく企業組合は、その適用によってより広い領域にわたって地域における協同活動としても最近注目されている。例えば地域の中小建築業者がその蓄積している建築・土木技術を農業をはじめとする地域産業の諸分野に参入するために企業組合を組織している場合や介護保険の実施にともなう介護サービスの提供やヘルパー養成事業などを企業組合を設立して実施している場合など、多彩な事例が見られる。

このような動きはNPOとの関係においても見られるようになっており、既存の協同組合、企業組合、NPOの間には、その活動を通して、非営利組織としてのそれぞれの独自性ととも、相互の連携や接点の模索が行われており、それは特定非営利活動促進法の規定をみても、相互の連携の可能性を読み取ることができる。

特定非営利活動促進法では、その目的として「この法律は特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」(同法、第一条)と規定し、つづいて「この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動

であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。」(同法、第二条 第一項)と規定している。

「別表に掲げる活動」としては、次の項目が掲げられている(*印は2002年の法改正によって2003年5月より付け加えられたもの)。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- *12 情報化社会の発展を図る活動
- *13 科学技術の振興を図る活動
- *14 経済活動の活性化を図る活動
- *15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- *16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

上記によるNPO法の目的とNPO法人の活動内容から浮き彫りになるのは、「市民が行う社会的貢献活動の発展」を目的としており、その活動の内容も広く社会的ニーズに応えるために幅広く設定されている、ということである⁸⁾。現にその活動の内容については、2002年の法改正によって5項目が追加され、いっそうその領域が拡大している。ここでは公益性、いわば市民的公共性が全面に出され

ており、その担い手を広く市民に求めていることが特徴的である。この点において“組合員への最大奉仕”を目的とする協同組合とは異なっているといえるが、この違いを協同組合が非営利組織であるか否かの議論に直結させることは一面的な見方であるといえよう。

1998年12月に制定されて以来、NPO法人は急速に増大しており、その数は1999年末の1,176から2004年6月末の17,424までに達している（内閣府調査）。これを「別表」にある活動分野に沿ってみると、保健・医療・福祉が57.2%、社会教育が47.3%、まちづくりが39.5%、子どもの健全育成が38.8%、学術・文化・芸術・スポーツが31.3%、環境保全が29.2%、国際協力が22.7%などとなっており、このほかに17項目にかかわる連絡・助言・援助が42.3%となっている。このようにその範囲は実に広いがその中でも保健・福祉・医療などの社会サービス、教育、まちづくり、学術・文化・芸術などが軸になっており、地域社会に立脚した活動が多様に展開しているといえることができる⁹⁾。

地域に基盤を持った活動という点では協同組合がより明確である。ちなみにわが国における協同組合に関する四つの法律を見ると、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法ならびに協同組合に類する団体については、ともにそれぞれの定款を定めるにあたってその存立の圏域として、地区ないし区域を明示することを規定している¹⁰⁾。

また、NPO法では、地区ないし区域について協同組合法制のような明確な規定はないが、その所管庁が都道府県知事（二以上の都道府県にわたる場合は内閣総理大臣）となっており、地域に基盤を置いた活動を念頭においてさらにそれを基礎とするより広域の圏域にわたる活動を前提にしているといえることができる¹¹⁾。このように協同組合やNPO法人

はその活動の性格上、地域住民を主な構成員ないし対象とする活動を基礎としている。しかし、これは単なる法制上の問題ではなく、地域社会と非営利・協同組織の関連は、非営利組織の歴史的な展開条件とも深くかかわっている問題である。

III 日本の企業システムの基底的展開条件

ここでいう“日本の企業システム”とは、単に企業の内部構造の特徴に限らず、企業内部システムを支える社会経済的（さらには政策的）条件を含めて、企業を軸とする社会的システムの体系的な特徴を意味している。このような意味における日本の企業システムの特徴は、以下のようにまとめることができよう¹²⁾。

第一に日本の企業システムは、先進工業国をめざして政府・財界が一体となって進めたキャッチアップ型の高度経済成長政策（＝急激な産業再編と資本の高蓄積、さらにそれを実現するためのマンパワー・ポリシー）の基軸になる担い手として位置してきた。

第二に日本の企業システムは、単に企業内部の経営構造の特質を示す「日本型」経営を意味するだけでなく、それらの個別企業に対する支援を含めた社会的企業支援システムとして存立している。

第三に、このような日本の企業システムを支える基底的条件となったのは、終身雇用制、年功序列型賃金体系、企業別労働組合、企業内教育の四大支柱であり¹³⁾、それらを総じて、企業内部労働市場を軸とする独自の就業構造を形成してきた。

日本の企業システムは、以上のような特徴を持ちつつ全体として特有の企業システムとして構成されてきた。

そのさいに、その目指す経済構造転換がキャッチアップ型の経済成長であったために、

重化学工業を基軸とする高度産業社会への構造転換を短期間に実現するにあたって、一方で農業「近代化」政策を強力に推進することによって農業近代化を政策的に加速してきたと同時に、他方では伝統的農業・農村社会の内包する村落共同体と農民的家族制を軸とする農民的文化を最大限に活用することを条件としてきた。

この過程の中で産業構造の近代化にとって必須の条件をなす伝統的な農民的文化の破壊を同時に促進するという矛盾を内包していた。つまり、日本的企業システムの形成過程は、農民的文化を日本的企業システムの形成条件として逆用し、企業内部に取り込みながら、同時にその過程で農民的分化を破壊し続ける、という「二律背反」ともいえる対立関係を内包していた。したがって日本的企業システムの形成過程自体が日本的企業システムの変貌を必然化する要因を内包していた、と理解することができよう。

この点についてさらに農民的文化の内実をそくして考えてみよう。ここでいう農民的文化は、家父長的ともいえる農民家族制度と勤労主義的労働観ならびに村落共同体的な社会秩序とに端的に示されている。このような農民的文化は、日本型企业システムの四大支柱を形成しさらにそれを支えるうえで重要な役割を果たしてきたといえる。

一つには、農民的勤労観（自立した労働者の労働観に到達していない）は濃密で長時間に及ぶ労働に耐える条件を支える役割を担ってきた。

さらに、村落共同体への帰属意識はそのまま「企業一家」的な企業観の基礎をなしてきた。企業別労働組合は、このような企業観をむしろ補完する役割を担ってきた。

さらに終身雇用制と年功序列型賃金とはそれ自体セットになって、キャッチアップ型の高度経済成長に不可欠な資本の高蓄積を支えてきたが、この雇用・賃金制は三世代直系の

農民的家族制を基礎として成り立ってきたといえる。また、この雇用・賃金制は、企業への貢献度を加味することによって企業にとって安定的な低賃金労働力を長期にわたって確保する手段としても極めて効果的であった。

さらに社会保障制度とのかかわりでは、例えば年金制度を社会的に自立させる方向ではなく、この賃金制度に内部化して年金相当部分の社会的（企業および政府）負担および実際の扶養負担を多分に三世代直系の農民的家族制を残存した労働者家族（この家族制度はすでに高度経済成長期の中で核家族化することによって大幅に後退を余儀なくされる）に転嫁し、その企業負担部分を資本の高蓄積に振り向けてきた。

また、企業内教育は企業の求める労働能力の養成を目的としてそれを企業内部に押し止どめることによって労働力の企業外への流出を防ぐという意味で閉鎖的な労働者教育システムであり、さらにこの教育・訓練システムは「企業一家」的な労働観や内部労働市場的な労働システムと一体化して相互に補完し合う役割を担ってきた。

このようにキャッチアップ型の高度経済成長は、労働者の社会的自立化と近代的な労働者家族制度の成熟の度合を上回るテンポで進行し、むしろそのギャップを逆用する手法によってキャッチアップ型の高度経済成長（＝資本の強蓄積）を可能としてきたといえる¹⁴⁾。

上述のように、日本的企業システムの枠組みは、村落共同体と農民家族制度を二大支柱とする農民的文化を逆用することによって形成されてきたといえると同時に、他方では日本型企业システムは政府と財界の一体化した独自の支援システムによって支えられてきたのであり、それが全体として日本的企業システムの独自の構造を作りあげてきたと同時にこの企業システムを支える条件となってきたといえることができる。

IV 協同組合の展開とその基底的条件

上述のように日本的企業システムの展開には、高度経済成長のもとにおける地域社会の急激な変貌、農村的な地域社会から都市社会への変貌と深くかかわってきた。とりわけキャッチアップ型の日本経済の近代化を進めるうえでは、地域社会に内在する前近代性に依拠する側面が強く、そのことによって日本の企業システムの形成・展開を可能としてきたのであるが、このような社会的基盤が同時にわが国の協同組合の展開条件としての意義を有し、協同組合の展開過程に見られる日本的特質を形成する要因となってきたことに着目する必要がある。

以下では、農村において小生産者農民を成員とする農業協同組合（以下、農協という）と都市勤労者を主な成員とする生活協同組合（以下、生協という）とについて、その意味する内容を検証してみたい。

1 農協の展開とその基底的条件

1947年に制定された農業協同組合法は農地改革以後の自作農創設維持政策の一翼を担って制定された。それは他の一連の農業政策とともに農民的経営の維持・発展を目的としているという点において一定の積極性を有し、さらにそれは前述したように公共性に結びつく一面を内包していたが、その組織・事業の展開は決して順調に運んだわけではない。

理念と現実のギャップはまず組織面にあらわれた。農協は法制定後ただちに農村のほとんど全域にわたって世界的にも類例のないほどの高い組織率を達成したが、その内実を見ると、農民の協同化の主体的条件の成熟に比べて、明らかに組織化がこれに先行して政策的に遂行された。したがってそれによる組織の弱体化を防ぐために農村集落が農協の下部組織として位置づけられた。つまり村落共同体（農村集落）が農協の組織化にさいして、

その補完的役割を担った。ここに日本的経営システムの存立条件との共通性を読み取ることができる。

次いで、戦後間もなく顕在化した農協の経営不振は、先行した組織化と相対的に立ち遅れた事業展開との不均衡にもとづく矛盾が露呈したものであった。このような農協の経営不振を立て直すにあたって政府の強力な指導を受けることとなり、農協に対する行政機関の干渉と監督がいちじるしく強化された。この過程を通して行政主導の農協支援システムが構築されたのである。

さらに全村・全農民的な農協組織は信用事業を基軸とする総合農協という事業形態と一体化して形成され、このことが日本の農協の際立った特徴をなしている。しかし、それは農協の内発的条件によって形成されたとはいえず、戦前期に産業組合に対してとられた一町村一組合、四種兼営の施策を引き継ぎつつ行政主導によって実現したものである。この中でとくに信用事業は農林金融機関を経由する制度金融によって農協支援システムの軸をなしてきた。

このような行政主導の農協支援システムのもとにおける農協事業と農業政策の一体的な展開は高度経済成長期になって一層鮮明となった。

高度経済成長期の農業政策は1961年に制定された農業基本法によって農業「近代化」政策として枠付けされ、農業構造改善事業を基軸にして具体化された。農協はこの政策の受け皿ないし下請け機関としての役割を担うこととなった。つまり、農業政策の下請けが農協の事業展開の基本的条件をなしてきたのである¹⁵⁾。

このように日本の農協の特質は単に組織内部で自己完結的に形成されてきたのではなく、一方で農業政策の下請け機能と結合した政策的支援システムを自らの存立条件として取り込みつつ、他方で組織と経営のギャップを村

落共同体的社会秩序を基底に据えた集落組織によって下支えしてきたのである。この点に日本的企業システムの存立条件との共通性を見出すことが可能となろう。

2 生協の展開とその基底的条件

消費生活協同組合法が制定されたのは1948年であるが、この時期に設立された生協(その主軸は職域生協であった)がこの法律にもとづいてただちに定着したわけではなく、経営不振に伴う再編成の過程を経たのちに地域購買生協が都市部で飛躍的な展開を遂げるのは70年代以降のことである。この時期に急速に発展した生協自体が、キャッチアップ型の近代化をめざす高度経済成長の所産であり、都市に持ち込まれた村落共同体的な地域社会秩序がその展開過程で一定の役割を果たした。その意味で日本型企业システムとその存立基盤を共有する側面があったことを見逃すことができない。この点について具体的に検証しておこう。

まず、70年代の生協運動は、ちょうど日本の市民社会の成熟の機運が高まりつつある中で、勤労市民の生活擁護運動の一環として独自の展開を遂げてきた。その中心的な担い手は都市勤労者であった。

国際的に高い評価を得ている“班”活動もこの中から生まれた。“班”は生協の購買事業をその基底において支えてきた共同購入の基礎組織として展開してきたが、この“班”は、都市行政の末端を担う町内会とともにそれ自体は地縁的組織であり、その根底には村落共同体的な社会秩序が寄与していたと見ることができる。言い換えると生協班活動の組織化には農村共同体的秩序を基底とする“後発先進性”ともいふべき側面が果たした役割が小さくなかったのである。

さらに70年代以降の生協運動の担い手は「専業主婦」であった。それまで家庭内に閉じこもりがちであった「主婦」が地域社会に

乗り出して社会的活動に参加するようになったこと自体は積極的な意義を有する。しかし、それは「家計・家事は妻まかせ」という労働者家族に残存していた伝統的(農民的)生活様式の反映でもあった。

しかし、このように「専業主婦」を主な担い手とする班活動を中心として展開してきた生協運動は、主に女性の就労の増大を契機としてその担い手の構成に変化をもたらすようになる。それは従来の班の維持が困難になってきた要因としてしばしば指摘されているが、事態は必ずしも女性の就労の増大＝班活動の後退、という図式で推移しているわけではない。むしろ生協の事業経営をめぐる条件が急速に変わりつつあることに起因しているといえよう。

生協の経済事業は、1970年代以降、一貫して拡大・伸長をつづけ、そのような傾向は80年代後半期まで続いた。それ以降は、このような事業の拡大・伸長を背景に事業体制の改編が大規模化・広域化を軸にして進展してきた。この過程で、組織・事業上の矛盾がしだいに顕在化してきたのである。

とくに90年代に入ると、生協の事業、組織の動向もこれまでの一貫した伸び方から微増ないし停滞の局面に転じ、とくに事業の趨勢はこれまでの“右方あがり”から一転して低迷ないし下降傾向を示すこととなる。この過程で事業拡大路線の破綻が現実のものとなり、生協の経営危機がとくに大都市に立地する生協において相次いで顕在化してきた。

以上、日本の協同組合の特徴を端的に体現している農協と生協について、その展開過程に見られる特徴をその社会的基盤とのかかわりで見えてきたが、その中で農協、生協がともに日本的企業システムの展開基盤との共通性を持っていることを摘出してきた。

いうまでもなくこれらの伝統的社会秩序は後退を余儀なくされるわけであるから、日本の企業システムと同様に農協や生協もまた新

たな存立基盤を見出すかないしは存立のための条件を自ら創出しなければならない。

今日さまざまな内容で議論されているコーポレート・ガバナンス（企業統治）もこのことと深くかかわっていると思われるが、それは“古いシステムに代わる新しいシステムの構築”という構図で示すことができるほど単純ではない。また、企業（とくに大企業）と協同組合とではその存立条件の違いがこれまで以上に浮き彫りになることは避けられない。

この点について考えるにあたって、少なくとも協同組合の場合には、そのような事業活動について組合員の参加によって絶えずチェックし軌道修正する民主的システムをその内部に保持していること、さらにその民主的システムが広範な民主主義運動によって支えられ、さらに協同組合自体がそのような民主主義運動の一翼を担っていることに着目する必要がある。

以下ではこのことについて労働論を踏まえて考察することによって、これまでの農民的文化（とくに村落共同体的社会秩序）に依拠した協同、いわば“古い協同”から労働の担い手としての対等・平等な社会関係を基礎とした協同、いわば近代的な“新しい協同”に主体的に改革する道筋について検証してみたい¹⁶⁾。

言い換えれば、村落共同体的な社会秩序を色濃く残存している農村社会にあっても、商品生産（さらには資本主義的商品生産）により深く包摂される過程で新たな協同の芽が農村社会や農業の内部で徐々に醸成されつつある、と理解することができるのであって、その意味では、村落共同体の変貌過程を単純に解体過程とみなすことはできないといえよう。

このような協同の動態的過程を検証するにあたって、重要なことは商品生産（ひいては資本主義的商品生産）における労働の意義についてである。この視点に立つならば、労働は必然的に“労働と所有の分離”の問題に到

達し、さらに“所有と経営の分離”とその長期の展望に立った再統合への道筋についての議論を深めることにも結びつく。

V 協同労働の展開とその重層構造

1 労働と所有の分離

企業におけるコーポレート・ガバナンスとのかかわりで所有と経営の分離について論じられることが多いが、この問題については労働と所有の関係を抜きにして議論することはできない。

労働と所有について最初に論じたのはK. マルクス（1818～'83）である。マルクスは『経済学・哲学草稿』（1944年）の中で資本主義的生産には労働の疎外が必然的であることを明らかにした。とくに資本主義的所有との関係において重要なのは、自己の労働が対象化されたものとしての労働生産物が、労働者にとっては対立物となり労働者が所有することができなくなることで、その意味で労働と所有が分離することである。このことの対極では、資本家による生産手段と労働生産物の所有が支配的となる¹⁷⁾。

しかし、資本主義的生産の歴史的展開に照らしてみると、資本主義的生産の中で労働を主体的契機として変革の条件が生み出されることも否定できない。資本主義的生産様式から結合的生産様式への移行とその過程で出現する過渡形態がこれに該当する。

このことにかかわるマルクスの次の叙述は示唆に富んでいる。「資本主義的株式企業は、協同組合工場と同様に、資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態とみなされるべきであるが、ただ対立が、前者では消極的に止揚され、後者では積極的に止揚されるのである」¹⁸⁾。

この叙述から明らかなことは、第一に、協同組合工場（労働者が所有し経営する工場）が結合的生産様式の積極的な過渡形態として

資本主義的生産の内部で発生すること、しかし、第二にそれは資本主義的生産の中で急速に拡大するものではなく、歴史的條件に左右されてむしろ限られた存在であること、第三に、それは他方における結合的生産様式の消極的過渡形態としてマルクスが指摘している資本主義的株式企業との共通性を有していること、などである。

このように結合的生産様式に向けての過程が歴史の進歩をもたらす契機となるのは、一つは労働者の主体形成にかかわる労働の社会化であり、もう一つは株式会社の内包する経営システムとしての進歩性である。さらにいえば労働の社会化を基礎とする労働者の主体形成は、株式会社の進歩性の実現と相互に関連して進む可能性を有しているといえる¹⁹⁾。

次にこのような大局的な見通しのもとで、協同組合における労働をどのように位置づけるかが問われる。

まずマルクスのいう協同組合工場は小論で考察の対象としている協同組合とは異なる。したがってマルクスのいう協同組合工場の積極性をただちに現代の協同組合に当てはめて考えることは妥当ではない²⁰⁾。

協同組合工場の持つ積極性を純粹培養的に実現することは事実上不可能であり、その実現にあたってはそれに必要な條件が社会的に醸成されることが必須の條件をなす。これに対して協同組合はそれ自体としては資本主義的生産のもとにおける改良的手段の一つであるため、その限りにおいて資本主義的生産のもとで少なからず影響力を持つ可能性を有している²¹⁾。このことを踏まえ、以下、協同労働(=協同組合における労働)について考察する。

2 農業労働の社会化と協同労働の展開

現在、農業生産については多くの国で家族農業経営が主要な担い手としての役割を果たしており、この点はわが国においても共通し

ているが、その基本的性格は戦後の農地改革を前後して大きく変化した。農地改革以後、日本の農民は商業的農業の担い手として農業市場に深く包摂されることになる。

このことによって農業労働に見られる第一の変化は、次の点に現れた。すなわち農業労働は従来通り個々の農民家族ごとの協業形態として編成されていたが、農業の商品生産化にともない、自らの生産物の商品化を通して家族労働力の社会的評価がなされるようになった。個別的(自給を主とする)労働から社会的労働への転化が進むこととなり、そのような意味において農業労働の社会化が進むことになる。

やがて第二に、農業労働が家族内協業の枠を超えた領域で協同労働としての展開を示すことになる。具体的には、農業生産労働、農業にかかわる流通労働(共同出荷、共同販売など)、農産加工労働などの領域において家族的協業の枠をこえて進むことになる²²⁾。

第三に、農業生産における協同労働は、農民家族、農民経営の枠を超えてさらに農民協同組織における農家相互の協同労働として形成・展開する。農協はこのような協同労働がシステム化した具体的形態であり、そこではやがて協同組合労働が農民経営から自立した存在となり、専門職員としての農協職員(労働者)が新たに位置づく²³⁾。

第四に、このような農業労働の社会的生産力は地域的・集团的農業生産力として展開する。ここで“集团的生産力”とは、個別農民経営における個別的農業生産力と個別農民経営の枠を越えた協同的農業生産力とが並行して重層的に形成・展開することを意味する。

また、“地域的生産力”とは、農業における主要な生産手段である土地の技術的・経済的性格によって条件づけられており、ここでは土地の個別的所有を保持しつつも土地の共同利用が部分的ながら実現する。

上記のように、農業における社会的生産力

の発展の二つの側面は現実には分かちがたく結合して発展し、その意味で“集团的・地域的生産力”ということができる²⁴⁾。

第五に、このように農業における労働の社会化が進展する中で、とりわけ農協に集積される資産（＝農家共同資産）は地域集積の具体的な形態の一つであり、このような農協資産の形成は、農協専門労働力（農協職員）の形成と深くかかわっており、農業における労働の社会化の進展を意味する。

以上述べたことから明らかなように、農業労働の社会化は文字通り農業労働に裏打ちされた協同の諸形態を新たに生み出しており、その意味で“新しい協同”の創出の過程にはかならない。しかも、この過程は単なる協同労働の形成にとどまらず、協同労働の所産としての農民の協同資産が農協資産という形態で地域に蓄積されており、それが個々の農家において形成されている資産と有機的に結びついて機能している²⁵⁾。これらの協同資産においてはその所有にとどまらず利用・管理についての協同のあり方が現実的な課題となっている。ここでは分離されていた労働と所有が、協同労働の形成を基礎にして部分的ながら再び結合されつつあるのである。

3 生活労働の社会化と協同労働の展開

主として都市労働者（都市勤労者）の場合、その労働は資本主義的企業に包摂されているので、資本・賃労働関係のもとで資本による支配とそれに対する非支配・従属の関係がいつそう強まることは必然的である。しかし同時にこの過程を通して労働がますます社会的な性格を強め、相互に社会的な結びつきを強めることも確かである。言い換えると、資本主義的賃労働のもとにおける労働者は絶え間ない苛酷な労働の疎外の渦中に置かれると同時に、他方その過程で進む労働の陶冶を含む労働の社会化を通して、労働者の主体形成もまた進むということができる²⁶⁾。

他方、労働者家族の生活過程においては、家事・育児労働などの家族内の生活関連労働が依然として私的労働として幅広く存在している。このような私的労働は社会的に正当な評価を得る機会を持たずいわば“只（ただ）の労働”ないし無償労働にとどまる。このように、生活過程では生活（関連）労働の社会化は容易には進展しないが、このような生活関連労働もやがて次の二つの過程を経て社会化する。

その一つは、私的労働が商品に対象化する場合（自給物・家庭調理に代わる調理食品の購入など）や社会的労働に置き換わる場合（例えば家庭内育児にかわる保育施設への預託など）である。

いま一つは、私的労働の持ち寄りによる協同化の過程である。商品の個別的購入に代わる共同購入、家庭内育児に代わる共同育児などがその例といえる。とくに後者に見られる労働の社会化は、協同労働の形成・展開の出発点になる。

さきに日本の生協の特徴として班の活動について述べたさいに、それが共同購入を支えてきたこと、さらに班の社会的基盤が村落共同体的な社会秩序（地縁的結合）に見い出されることを併せて指摘した。その限りでは容易に新しい協同を形成する契機に結びつかないという一面もあるが、同時にこの共同購入活動は私的生活労働を協同労働という社会的労働の一形態に転換する過程でもあり、生活労働の社会化としての意義を有している点に着目することが重要である。いかえると、共同購入に代表される生活協同活動は、その過程で形成される協同労働を基底的条件として、いわば“古い協同”から“新しい協同（＝社会的に自立した個人による主体的協同）”へと転換するダイナミックな過程を内包しているといえる。

このようにして形成・展開する協同労働についてはさらに次のような特徴が浮き彫りに

なる。

第一に、協同組合における協同労働は、当初は個々の組合員のいわば持ち寄りによる労働を起点として形成されるが、やがてその過程で協同労働を専門的に担う協同組合職員(労働者)が位置づいて、組合員の協同労働と併存して全体として重層的な構造をなす。

第二に、この場合の協同組合における雇用関係は、基本的には資本主義社会の資本・賃労働関係に条件づけられているが、その労働力の配置や労働編成にさいして、組合員の要求と合意にもとづいて協同組合労働者との協議のもとに民主的に編成できる可能性を有している。

第三に、協同組合において形成される協同労働は、単に協同組合の内部における労働の社会化として意義づけられるだけでなく、地域の産業と住民生活にかかわる地域関連労働と密接にかかわって展開する。

4 地域づくりと地域関連労働

地域産業の展開を条件づける主要な条件の一つとして地域労働市場の構造に条件づけられた労働力の社会的(地域的)再編・配置はきわめて重要である。このような視点から地域で近年とくに注目されるのは、地域産業を支えている基幹的労働とともに、住民生活に直接的、間接的にかかわる産業部門や社会サービス部門に関連する労働、総じて幅広い領域にわたる地域関連労働が量、質ともに多様な展開を示していることである。

具体的には住民生活の中で消費・流通に加えて、教育、福祉・医療・健康、環境、文化、芸術など広く生活とかわる労働、いわば生活関連労働が社会的に拡大しつつあり、それらの労働のありようが以下のような意味で問い直されている。

第一に、地域関連労働の中では諸個人の生活に直接にかかわる労働が多く含まれている。これらの労働は従来の労働生産性や効率に関

する考え方だけでは律しきれない性格を持っている。省力よりはむしろ“手間をかけること”が積極的な意義を持つ場合もあり、生活にかかわる教育・医療・福祉など社会的サービスや生活関連労働の領域ではむしろそのほうが重要である。

第二に、地域関連労働にかかわる労働力の態様はいっそう多様な内実と形態をとり、このことが地域労働市場のありようにも反映している。このような多様性は、諸個人の生活が人権や生存権、社会権と深くかかわっており、市場経済の論理だけでは律し切れない側面を持つことに由来している。

第三に、地域労働市場を介在する労働力の社会的編成にあたっては、地域関連労働にかかわる労働力の地域的編成が地域に進出している資本の力と意図によって方向づけられることは避けられないが、同時に住民諸階層の要求が少なからず反映する可能性も内包している。生活関連の労働力をどのような部門にどの程度配置するか、などについて住民の意志に基づいて民主的に決めると同時に、住民が事業部門の管理、運営にかかわる可能性もあるといえよう。

いま広範にしかも多様に展開しつつある住民の諸活動は、さまざまな協同活動と協同ネットワークを基礎として新たな展開を示しつつある。農協や生協などの既存の協同組合をはじめとして、労働者協同組合、子育て・教育の協同ネットワーク、文化・芸術の協同活動、さらに広範な領域にわたるNPOなど、その実践活動はいっそうの広がりを見せつつある²⁷⁾。

このように地域産業や地域住民の生活の諸領域にわたる地域関連労働については、現実の事態が多様で流動的であるために即断はできないが、地域労働市場自体が民間(企業)労働、協同労働、公務労働の相互の関係を含めた地域関係労働の重層的構造として形成・展開していることを重要視して、さらに広く

地域づくりの課題として認識する必要がある。
う。

VI 地域づくりの主体形成をめぐる対 抗的構造 —— 持続的發展を一例として ——

いま、地域づくりの課題の一つとして世界的に注目されている“sustainable development”を、地域の“持続可能な発展”あるいは“持続可能な地域社会”と理解し、これを地域づくりの共通の目標とすることはそれほど困難ではなからう。

しかし、この“持続可能な開発”の議論がおおむね環境問題をベースにしてはじまり、地球的で人類社会の将来にわたる課題として認識されてきたことによって、それ自体の内包する矛盾や対抗的構造については十分に検証されないままに、語られてきた、という側面も否定できない²⁸⁾。このことに着目するならば、持続的發展をめぐる、誰が誰のために何を行おうとしているのか、という観点に立つと問題のありようは決して単純ではないことに気づく。この点について詳しく論及することは別の機会にゆずるが、持続的發展に内包する対抗的構造にかかわって少なくとも次のことを指摘しておきたい。

まず資本の側から見た持続的發展は、資本主義的生産力の持続的發展とそれを基底とする資本（企業）の持続、ということにほかならない。さらに資本主義的生産力構造を持続させるためには労働力の確保が必須の条件をなすが、この労働力の再生産の過程は、労働者にとっては自分自身と家族の生活を維持する過程にほかならない。その意味で後者は自然存在としての人間の本源的な活動の一環をなすとともに、そのことが労働者にとっては自ら（および家族）の生活と労働の持続と發展を意味する。

このように持続的發展をめぐる、資本

と労働者との間に対抗的な関係が存在している。さらにその過程にあつて、労働者は資本の生産（労働）過程に身を置いている間は直接に資本に包摂されているが、自らの生活過程においては資本に対して相対的な自立性を保有しており、資本が労働者の生活を直接的に包摂し完全に支配しきることはできない。労働者の生活は地域における営みであるから、このことを地域に即して見るならば、それは資本に対して地域社会が保有する相対的自立性と対決点をいっそう鮮明にすることを意味する（地域自治の経済的基礎）。

持続的發展をめぐるこのような対抗的關係は、例えば失業において鮮明に浮き彫りにされる。失業は労働者にとっては自らの生活の持続が一方的に否定される条件となるが、資本家にとってはむしろ労働力を持続的な保持のための必須の調整（資本にとって不必要な労働力の排除）手段である。

さらに資本は労働力を持続的に保持する（必要な時期に必要な労働力を確保する）ために失業を基底に置いた相対的過剰人口を“調節弁”ないし“社会的装置”として労働市場に埋め込む。このような相対的過剰人口は、労働者にとっては自らの持続的生活を否定しないしは絶えず脅かされる条件となる。また、労働者の生活過程が地域を基底として存立している中で、失業問題は地域社会の持続的發展を根底から脅かす条件となる。現に地域ごとに見られる失業率の格差が地域経済の發展を重く条件づけていることは周知の事実である²⁹⁾。

このような視点に立って、住民主体の地域づくりとそのための社会システムの課題について述べたい。

VII 地域協同システムの重層構造 —— 協同性・公共性とのかわり で——

住民主体の地域づくりは、民主主義、とりわけ地域民主主義の視点を抜きには考えられない。そのさいに協同性と公共性はその結節点に位置するといえよう。この点についてさらに協同性と公共性の関連性を民主主義の次元に結びつけて解明することが求められる。

近代（ブルジョア）民主主義の基本原理は、“すべての国民（人間）は法のもとで平等である”とする近代社会の法体系に端的に示されており、このことが公共性の基礎にもなっている。しかし、ブルジョア民主主義は自由・平等の民主主義原理のもとにありながら、その中で実質的な不平等と差別ならびに対抗構造を生み出してきた。つまり自由と平等の原理それ自体が近代（ブルジョア）民主主義のもとでは不平等と差別を生み出す根源にもなっている。このような近代民主主義の本質は、“法のもとにおける平等”という政治原理のみでは到底解き明かせない。

自由競争が必然的に独占（＝自由と平等の制限と否定）を生み出す、という市場経済原理と資本の論理を基礎にしてはじめて近代民主主義の本質と限界を浮き彫りにすることができる（これは新自由主義への批判点にも通じる）。協同性や公共性もこのような近代民主主義の枠組みを起点としている。しかし協同性と公共性は、このような制約を持ちつつも、両者が相互に補完し合い相互に接点を持ちながら、近代民主主義の改革を前進させる可能性も併せ持っている。

公共性のめざす目的の一つはすべての国民（住民）が主体となって人権と生活条件にかかわる公正・平等を実現することにあるといえるが、そのさいに国家や地方自治体の果たす役割はきわめて大きい。この点で例えばセーフティネットについても、単にその欺瞞

性や限界に力点を置く批判にとどめないで、その意義と役割を明確にする必要がある。それは地域社会の重層的・対抗的構造をふまえた現代民主主義の重層的構造を解明することに結びつくといえよう。

このような視点を踏まえるならば、地域協同システムは地域における地域住民や企業の活動を基礎にしつつ、それらの協同の活動と組織（協同性）に加えて公的機関による政策的支援（公共性）を含めた重層的な地域協同システムとしての内実を持つといえる。そのさいにここでいう地域協同システムは、次のような意味合いを含んでいる。

第一に、その存立の圏域が小範囲のローカルな圏域からナショナルな圏域、さらにグローバルな圏域まで幾重にも形成されるといって意味で地域協同システムは重層的構造をなす。

第二に、その存立の基礎をなす資本主義の市場経済構造とかかわらせてみた場合、市場経済構造はローカル市場経済、ナショナル市場経済、そしてグローバル市場経済を含めて全体として重層的市場構造を形成している。したがってこれに対応する地域協同システムもこのような市場経済の重層構造によって強い影響を蒙る（市場原理にもとづく市町村合併をめぐる矛盾）。

第三に、この結果、地域協同システム自体が、そのよって立つ現代社会の重層的・対抗的構造のもとでみずからの内部に矛盾・対抗関係を内包することが避けられない。地域的・階層的な格差拡大と貧困の深まりや資源・環境問題の深刻化とそれらをめぐる矛盾・対立もいっそう鮮明となる。

以上述べたことから明らかなように、ここでいう地域協同システムは、単に公的セクターと協同セクターおよび民間セクターのいわゆる三極のセクターの平板な接合のうえに成り立つものとは異なる。それは資本主義的経済システムにおける矛盾・対抗関係の中に

あって、それぞれの主体が相互に対抗と協同を含みつつ構築する行為にもとづく社会システム形成の動態過程にはかならない³⁰⁾。このことについての理論的ならびに実証的な検証は、さらに今後に引き続く課題である³¹⁾。

注

- 1) 小論における議論を進めるにあたって、次の諸論稿が深くかかわっているので併せて参照されたい。山田定市『現代の農協理論』（全農協労連、1973年）、同『地域農業と農民教育』（日本経済評論社、1980年）、同編著『地域づくりと生涯学習の計画化』（北海道大学図書刊行会、1997年）、同『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形成——』（日本経済評論社、1999年）、同「地域づくりと協同の主体形成」（21世紀生協理論研究会編『現代生協改革の展望』、大月書店、2000年、所収）、同「協同組合の経営問題に関する基本視角——労働論を基礎として」（北海学園大学経済論集、第49巻、第4号、2002年、所収）、同「グローバリゼーションと地域の重層的・対抗的構造」（北海学園大学経営論集 第1巻、第1号、2003年、所収）。
- 2) 社会的経済については、例えば、J. ドウフルニ、J.L. モンソン著：富沢賢治他訳『社会的経済』（日本経済評論社、1995年）を参照されたい。
- 3) アメリカの非営利組織については、例えば、P. F. ドラッカー著：上田・田代訳『非営利組織の経営』（ダイヤモンド社、1991年）ほか、ドラッカーの著作が参考となる。
- 4) ほぼ同様の主旨の条文は、水産業協同組合法の「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする」（第一条）との条文、さらに中小企業等協同組合法の「この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする」（第一条）という条項にも示されている。ほぼ同様の条項は類似する協同組織についての森林組合法、信用金庫法などにも見られる。

5) おおむね共通する条項は水産業協同組合法の「組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。」（第四条）、さらに中小企業等協同組合法の「組合は、その行う事業によってその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」（第五条、第二項）との条項にも見られる。さらにほぼ同主旨の条文は、森林組合法（第三条第二項）にも見られる。

6) この点について、生活協同組合法では「剰余金の割戻は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応ずる外、これをしてはならない。

組合が組合員の利用分量に応じて剰余金の割戻をするときは、事業別にその率を定めることができる。

組合が払い込んだ出資額に応じて剰余金の割戻をなすときは、年一割を越えてはならない」（第五条 第二項、第三項、第四項）と規定している。

さらに水産業協同組合法では「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年八パーセント以内において政令で定める割合をこえない範囲内において払い込んだ出資額に応じ、又は組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて、これをしなければならぬ」（第五六条、第二項）、中小企業等協同組合法では、「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあっては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

企業組合にあっては、前項の規定にかかわらず、剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込済出資額に応じてし、なお剰余金があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない」（第五八条 第二項、第三項）、とそれぞれ規定している

7) 労働者協同組合の基本的性格、その組織・経営について体系的に整理した論文として次のものを挙げる事ができる。角瀬保雄「労働者協同組合の基本問題——その運動と組織と経営——（上）」、「同（下）」法政大学経営学会『経営志林』第39巻、第2号・3号、2002年）。併せて山田定市「産業空洞化と労働者協同組合の役割」（労働旬報社、『賃金と社会保障』。No.998、1988年）、山田定市「労働者協同組合の現段階的性格——労働主

- 体形成の視点とのかかわりで——(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』, 第9号, 1989年), 山田定市『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形成——』(日本経済評論社, 1999年)などを参照されたい。
- 8) NPO法の立法過程の分析については, 小島廣光『政策形成とNPO法』(有斐閣, 2003年)を参照されたい。
- 9) NPO法には「特定非営利法人は, その行う特定非営利法人にかかわる事業に支障がない限り, その収益を当該事業に充てるため, 収益を目的とする事業(収益事業)を行うことができる」(特定非営利活動促進法, 第五条)となっており, 収益事業で得た収益を目的に沿った事業のために充当することを認めている。
- 10) それぞれの協同組合法の該当条項は, 以下のとおりである。
- 消費生活協同組合法:「組合は, 都道府県の区域を越えて, これを設立することはできない。但し, 職域による消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの…は, この限りでない」。(第五条)
- 農業協同組合法:「組合の定款には, 左の事項を記載しなければならない。… 三 地区」(第二十八条)。
- 中小企業等協同組合法:「組合の定款には次の事項を記載しなければならない。… ①三 地区」(第三十二条)
- 水産業協同組合法:「組合の定款には次の事項を記載しなければならない。… 三 地区」(第三十三条)
- また, 関連法として森林組合法, 信用金庫法にも次の条項がある。
- 森林組合法:「①組合の定款には次の掲げる事項を記載しなければならない。… 三 地区」(第四十二条)
- 信用金庫法:「②前項の定款には, 次の事項を記載しなければならない。… 三 地区」(第二十三条)。
- さらに, 組合員についてもその地区ないし区域内に住所を有することが資格条件の一つとなっている。
- 11) 特定非営利活動促進法(NPO法)には次のような規定がある。「①特定非営利活動法人の所管庁は, その事務所が所在する都道府県の知事とする。②特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては, その所管庁は前項の規定にかかわらず, 内閣総理大臣とする」(第九条)。
- 12) この点については, 山田定市「協同組合の経営問題に関する基本視角——労働論を基礎として——」(北海学園大学経済論集 第49巻 第4号, 2002年, 所収)を参照されたい。
- 13) 日本型企業について議論する場合に, 終身雇用制, 年功序列型賃金, 企業別労働組合については一般に指摘去れている通りであるが, ここでは第四の条件として企業内教育を加えて, この点を含めて日本型企業の四大支柱とした。日本的経営については多くの著書があるが, 例えば, 吉田和男『解明日本型経営システム』(東洋経済, 1996年)を参照されたい。また, 三戸公氏は日本的経営の存立基盤として伝統的な家族制度について指摘されている。この点については三戸公『公と私』(未来社, 1976年), 同『現代の学としての経営学』(文真堂, 2002年)などを参照されたい。
- 14) このような村落共同体を基底とする農村的社会秩序は, 日本型企業システムの基底的条件をなすと同時に, 農村的社会秩序に内在する前近代性は, 中央集権的な官僚支配体制を存続させる条件の一つをなしてきた。
- 15) とくに高度経済成長の前半期には, 農協事業の拡大と矛盾することなく進行した。しかし, 1970年代になって本格化した稲作減反を契機にして農業政策において国内農業縮小の路線が鮮明になるにしたがい, 農業政策への協力が農協の事業縮小に直結するという矛盾が顕在化してきた。この結果, 70年代後半期以降, 農協の経営不振が顕著となってきた。
- さらに農協の組織的基盤を補完する役割を担ってきた農村集落組織は, 高度経済成長下の農業近代化政策のもとで再編を余儀なくされた。それは地縁的集落から農業生産にかかわる機能集団への再編過程を意味した。この過程は, 一面で伝統的な村落共同体的秩序の後退であると同時に, 他面では農業機械・施設の共同利用組合, 作目別・農業部門別部会, 農産物の共同出荷組合など機能集団としての多彩な展開を含んでおり, それらが従来の農村集落に代わる(あるいはその再編による)新たな農協の補完組織として位置づいてきた。
- 16) このこととかかわって, 村落共同体的社会秩序に依拠するいわば“古い協同”が果たして協同の名に値するかという疑問もありえよう。しかし, ここで前提とされている前近代的な共同体秩序についても固定化した旧社会秩序という意味ではなく, 前近代的な共同体秩序を依然として残しつつ変容する社会秩序, という意味で用いている。
- 17) この視点に立ってみるならば, 最近, 企業のコーポレート・ガバナンスとかかわって社員・従

- 業員（労働者）をステークホルダーとして位置づけるということも議論の対象とされる場合もあるが、資本・賃労働関係についての改革の方向性が見られないかぎり実質的な意味を持つことは困難であろう。
- 18) K. マルクス『資本論』第3部、第27章、457ページ、邦訳、新日本出版社版、762ページ
- 19) 以前から論じられてきた経済民主主義（大企業の経済システムや経済政策の民主的規制）はこのように理解することができると同時に、大企業を中心とするコーポレート・ガバナンスの現代的意義もこのことに帰するといえよう。
- 20) 一部には現代の労働者協同組合と協同組合工場を同一次元で理解しようとする見解もあるが、それには多くの無理がある。
- 21) このように協同組合について言及したことは基本的には非営利・協同組織に共通した性格である。
- 22) 家族内協業の枠を超えた共同労働は例えば“結い”や“手間が得”のように地主制のもとでも見られたが、それは村落共同体的な強制をともなった共同労働であって、個々の農家の主体的な市場対応の中で形成された協同労働とは基本的に異なっている。
- 23) 戦前の農村協同組合（産業組合）では、専従職員の数は数万に過ぎず、必要な労力は組合員の持ち寄りの労働に依拠していた。戦後、農協として新しく発足してからは、職員数が急速に増加し、1965年の段階では約20万人、1985年には約30万人に達した。その後農協合併にともなう人員削減によって頭打ちから減少傾向に転じているが、農協における協同労働の担い手として農協労働者の占める役割が大きくなってきていることについては指摘するまでもない。
- 24) 農業の地域的・集団的生産力の展開過程については、山田定市『地域農業と農民教育』（日本経済評論社、1980年）を参照されたい。
- 25) ちなみに、農協有形固定資産と農家の固定資産（土地を除く）との合計に対する農協固定資産の比率をみると、1961年では2.8%であったがその後徐々に比率が高まって、2001年には25.6%になっている。つまり、農協地区内で形成されている農業資産の中で農協資産は約4分の1に達しており、それだけ協同が進んでいるといえる。
- 26) コーポレート・ガバナンスにかかわる労働者のステークホルダーとしての位置・役割についても単に“労働の疎外”にかかわって否定的にとらえるだけでなく、労働の社会化を踏まえて、積極的に議論を深めることが必要であろう。このことはひいては現代資本主義のもとにおける経済民主主義とその主体形成にもかかわっている。
- 27) このような実践は全国に数多く見られるが、その一つの事例は、北海道根室地域・別海町においても見られる。全国でも有数の酪農地域の別海町では、政府の推進する酪農「近代化」政策に追従することなく、「マイペース酪農」の名のもとに農民的酪農を地域集団を基礎にして発展させ、その中で学習活動がいまも続いている。さらに注目すべきことは、マイペース酪農による過重労働から解放された女性が市街地住民と協同して中小企業等協同組合法にもとづく企業組合を結成して介護サービス事業に着手し着実に伸びていることである。さらに手探りで始めたこの実践の中でも学習活動が大きな力を発揮している。このことについては山田定市編著『地域づくりと生涯学習の計画化』（北海道大学図書刊行会、1997年）を参照されたい。
- 28) このことにかかわって、2004年11月に開かれた日本科学者会議主催で開かれた第15回総合学術研究集会では「持続可能な文明をめざして——阻害要因の解明と克服の展望——」を主題として、各分野の専門領域の科学者が参加して、他の学会ではほとんど見られない総合的な報告と討論がなされた。詳しくは同研究集会『予稿集』（2004年）を参照されたい。
- 29) グローバリゼーションと地域の対抗的關係については、拙著『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形成——』（日本経済評論社、1999年）を参照されたい。
- 30) このことにかかわる論点については、山田定市「グローバリゼーションと地域の重層的・対抗的構造——協同組合・非営利組織の存立基盤とのかかわりで——」（北海学園大学『経営論集』第1巻、第1号、2003年）を参照されたい。
- 31) さらに小論の論旨との関連で看過できない動向として、農協の広域合併と市町村合併の二つの動向がある。小論で取り上げた地域づくりとかがわって両者は密接に関連していることはいうまでもない。とりわけ農協広域合併は、市町村合併に先行して推進されており、なお進行中である。この動向については住民主体の地域づくりの視点から正確に検証する必要があるが、この点については別の機会にゆずりたい。